

アイザワ証券 腐敗防止方針

私たちアイザワ証券株式会社（以下「当社」という）は、すべてのステークホルダーと公正で健全な関係を確保し、腐敗行為（※）を行いません。

1. 基本的な考え方

当該腐敗防止方針は、企業の社会的責任として、当社が不正を行ってまで利益を追求しないという姿勢、役職員等が、贈収賄を含む腐敗行為を行ってはならないことを明確に示し、社内で徹底することを目的とします。

2. 経営陣の関与

当社の経営陣は、企業倫理の重要性を認識し、自ら日々の行動をもって模範を示し、腐敗行為の防止に責任を持つこととします。

3. 法令、ルール、社会規範の遵守

当社の役職員等は、ビジネス活動を行うそれぞれの国・地域で適用される法令・規制、および当社で定めるルールはもとより、広く社会規範を遵守します。

4. 禁止行為

当社は、国内外を問わず、また、相手方が公務員等に該当するか否かにかかわらず、直接的または間接的に、贈収賄を含むあらゆる形態の腐敗行為の提供および受領を禁止します。

5. 管理体制

当社は、法令諸規則に基づき、その遵守状況や有効性を定期的に確認し、その結果に応じて、社内規程等の見直しを含む必要な措置を実施します。

6. 報告、通報体制・調査・処分

当社は、腐敗行為ならびにその可能性のある行為について、役職員等から上席者やコンプライアンス部等への報告または内部通報を受けるための態勢を整備し、また、報告または内部通報を行った役職員に不利益が生じないよう通報者保護の徹底を図ります。当社は、法令や本方針等に違反する行為やその可能性のある行為を発見した場合には、速やかに調査を実施し、違反が認められた役職員等への処分等を行います。

※ 腐敗行為：贈収賄、横領、背任、利益供与の強要、社会通念を超えた接待・贈答等の提供・受領等、権限を濫用して不正な利益を得ること。

以上